特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１号

鹿児島市東千石町２番30号
清算株式会社　サニープラザ株式会社

1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

鹿児島地方裁判所民事第３部

更生手続開始

令和７年（ミ）第１号

大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社ケンショウ
代表者代表取締役　熱田　敏広

1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　株式会社ケンショウについて更生手続を開始する。
3　管財人　山本　幸治
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和７年６月16日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和７年７月22日から令和７年８月５日まで

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第２号

大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社タガヤス
代表者代表取締役　澁谷　　聡

1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　株式会社タガヤスについて更生手続を開始する。
3　管財人　山本　幸治
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和７年６月16日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和７年７月22日から同年８月５日まで

大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

再生手続開始

再生手続終結

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始